

記載例

農地等の利用状況報告書

提出日を記入してください

令和 年 月 日

八代市農業委員会会長 様

住所 八代市松江城町1-25  
氏名 株式会社 やつしろ産業

代表取締役 八代 太郎  
(電話番号 0965-33-6342)

いずれかの法令で許可を受けた根拠法令に☑してください

- 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地(採草放牧地)について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

上記の根拠法令と同じに☑してください

記

- 1  農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
  - 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者
- の氏名等

氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者職・氏名)	住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
株式会社 やつしろ産業 代表取締役 八代 太郎	八代市松江城町1-25

提出年度の事業期間を、定款等参考に記載してください

2 報告に係る土地の所在等(報告事業期間: 令和 年 月 日~令和 年 月 日)

所在 町名・地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別作付 面積又は栽培面積	生産数量	反収	備考
	登記簿	現況					
八代市千丁町新牟田 1502 番 1	田	田	2,000	水 稲 2000 ㎡	960kg	480 kg	
八代市鏡町内田 453 番 1	畑	畑	3,000				
八代市東陽町南 1105 番 1	田	田	4,000				

各法令の規定の適用を受けて賃借している農地(解除条件付きの農地の賃貸借契約)を記載してください。それ以外の農地の記載は必要ありません。

記入欄の不足する場合は、別紙で一覧表を添付されても構いません。

- 3  農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた
  - 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた
- 農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

なし

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

農事組合が開催する話し合いへ参加し、共同利用施設(道路、水路等)の維持管理活動にも参加した。

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

役職名	氏 名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数
代表取締役 取締役	八代 太郎 八代 次郎	150日 60日

6. その他参考となるべき事項

- ・農業従事役員数           **6** 人
- ・農業従事者数（常勤）   **4** 人
- ・農業従事者数（非常勤） **2** 人

7. その他添付書類

- ・法人の場合は、定款の写しを添付してください

報告書 作成者	株式会社 やっしろ産業 八代 次郎
連絡先	<b>0965-33-4111</b>

(記入要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記入してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）などについて記入してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。  
なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。